

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 改訂新旧対照表

現行	改訂案	変更箇所
<p>(前略)</p> <p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後 3 日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から 11 日以降 15 日以内の日(JPRS の本店の営業日で計算)）を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>(b) <u>パネルによる別段の定めがある場合（処理方針第 4 条 j 項を参照）を除き、紛争処理機関は裁定の全文と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する。</u>いかなる場合であっても、申立が不正の目的によるものである（第 15 条(e)を参照）との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後 3 日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から 11 日以降 15 日以内の日(JPRS の本店の営業日で計算)）を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>(b) <u>JPNICは裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する（処理方針第 4 条 j 項を参照）。</u>いかなる場合であっても、申立 が不正の目的によるものである（第 15 条(e)を参照）との裁定が 下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>第 16 条(b)を変更</p>